【資料２－１】

協議会について

◆背景

成年後見制度の利用促進に関する法律において、市町村は「成年後見利用促進計画」（国基本計画）を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めることとされています。（法第 14 条）

成年後見利用促進計画において、施策の目標として、「全国どこの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る」ことを掲げ、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関の整備など体制整備を推進していくこととしています。

◆ 協議会の開催　～地域連携ネットワークの構築を図る～

地域の専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、地域課題の検討・調整・解決に向けて協議する合議体です。

主な内容
1 成年後見に関する取組状況に関すること
2 中核機関の運営状況に関すること
3 市民後見人に関すること
4 村上市成年後見制度利用促進基本計画に関すること
5 困難ケースに対処するためのケース会議等の開催
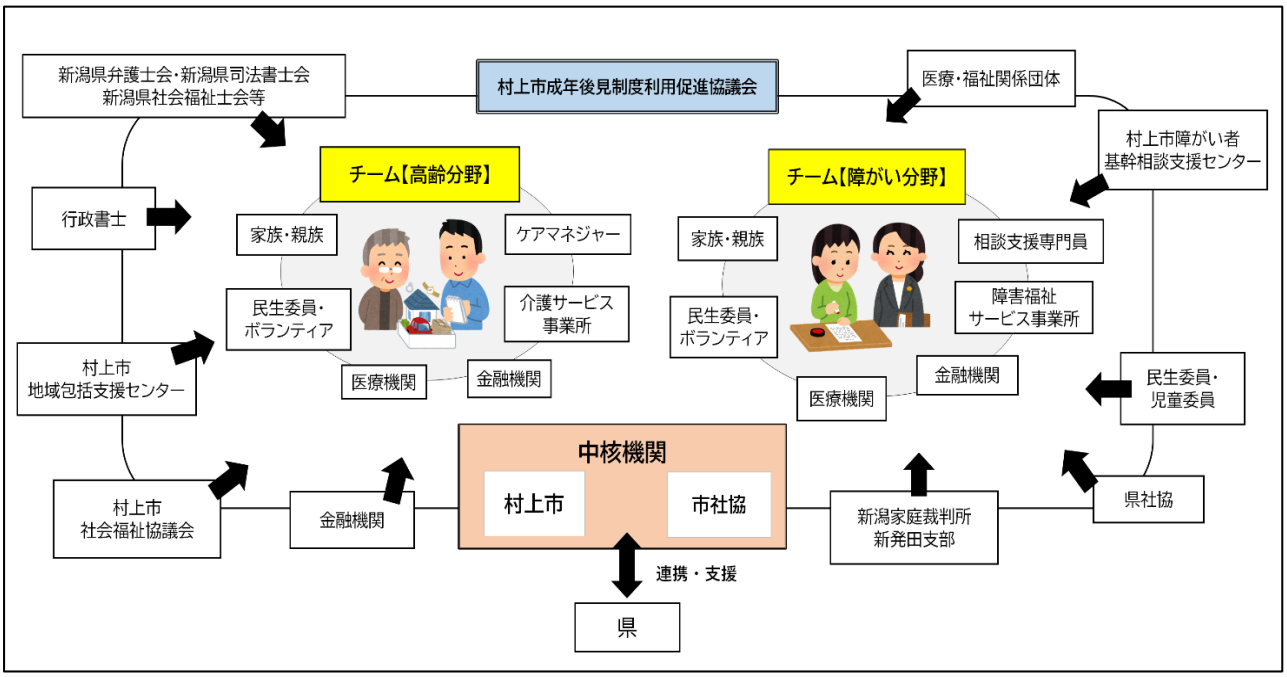
※村上市成年後見制度利用支援協議会のイメージ図